

R6

「ふたりの」
新婚生活
応援します

安曇野市

対象世帯に
家賃などを
補助！



安曇野市では新婚生活のスタートを支援するため、結婚新生活支援事業による補助を行っています。

対象世帯

令和6年
1月1日以降
婚姻した

婚姻日の
年齢が
夫婦共に
39歳以下

夫婦の
合計所得が
500万円未満



補助額

最大
30万円

または

最大
60万円

夫婦共に29歳以下なら

対象経費

※令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払った費用が対象となります。

1 住宅取得費用

建物の購入費
(土地代、住宅ローン手数料などは対象外)

3 住宅リフォーム費用

修繕、増築、改築などの工事費用
(外構工事、家電購入費用などは対象外)

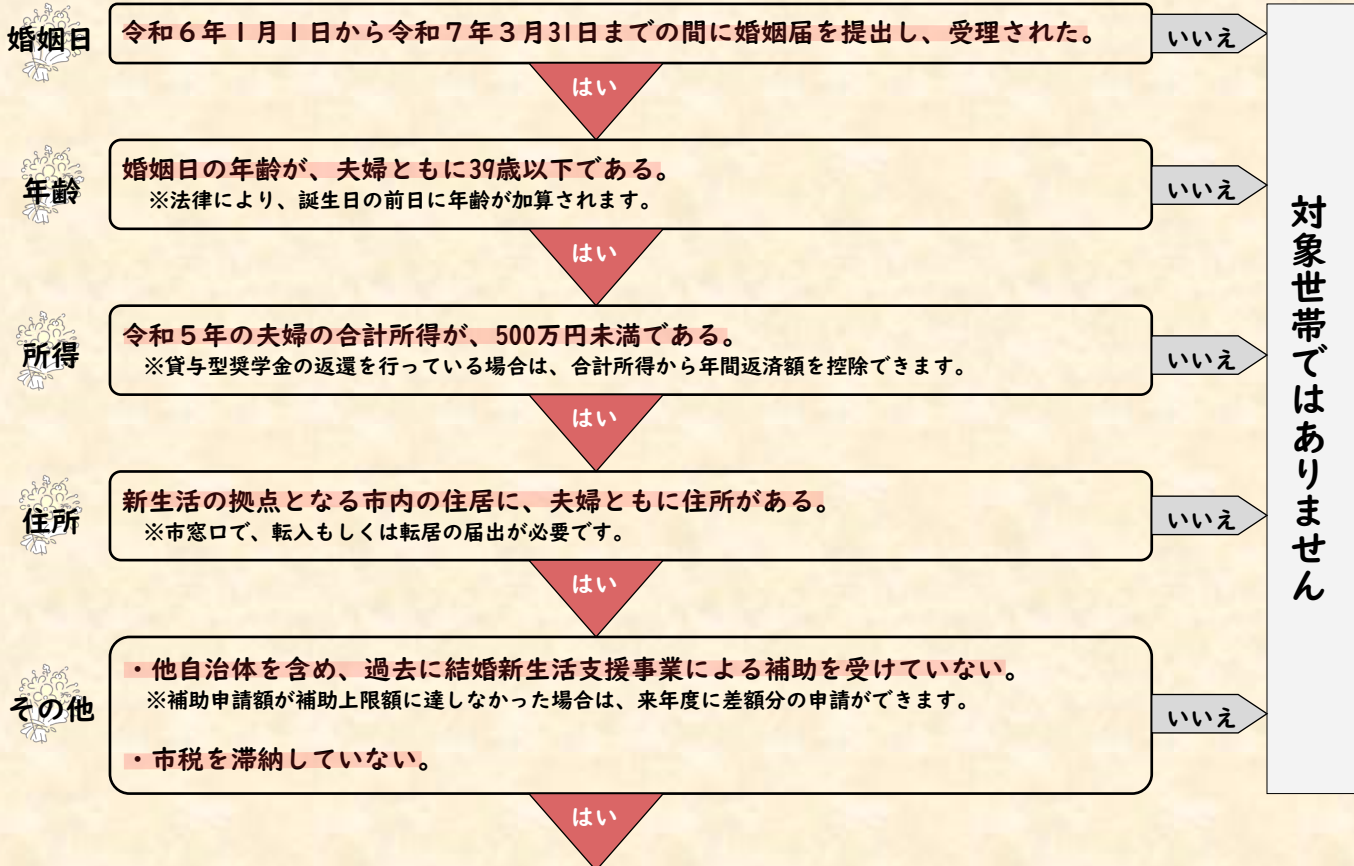
2 住宅賃借費用

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
(駐車場代、光熱水費、火災保険料などは対象外)

4 引っ越し費用

住居の移転に伴う荷物の移動、運送費用
(不用品の処分費用などは対象外)

対象世帯チェックシート



対象世帯ではありません

対象世帯となります

必要書類

- 【必須書類】**
- 安曇野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書【様式第1号】
 - 婚姻日がわかる戸籍謄本の写しまたは婚姻届受理証明書
 - 住民票の写し（夫婦2人の住所が記載されたもの）
 - 令和5年の夫婦の所得証明書
 - 安曇野市税の夫婦の納税証明書（滞納がないことの証明書）
 - 誓約書兼同意書【様式第2号】

- 【補助内容により必要となる書類】**
- (住宅取得)
 - 住宅の売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し
 - 領収書の写し
 - (住宅賃借)
 - 住宅の賃貸借契約書の写し
 - 領収書の写し
 - (引っ越し)
 - 領収書の写し
 - (住宅リフォーム)
 - リフォームの工事請負契約書の写し
 - 領収書の写し

- 【申請内容により必要となる書類】**
- (住宅を賃借している場合)
 - 勤務先の住宅手当支給証明書【様式第3号】
 - (貸与型奨学金の返還を行っている場合)
 - 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類

補助額(1世帯あたり)

(夫婦共に39歳以下) (夫婦共に29歳以下)

最大30万円 または 最大60万円

※予算の範囲内での補助となります。

申請期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

※対象世帯要件・対象経費確認のため、申請前にご相談ください。

★申請先・お問い合わせ

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市役所 市民生活部 移住定住推進課
電話：0263-71-2081
メール：iju-teiju@city.azumino.nagano.jp
詳細・申請書は市ホームページから
「結婚新生活支援事業」で検索または 